

川内原発差し止め棄却

地震・火山「具体的危険性ない」

鹿児島地裁判決

九電の主張丸写し

原子力防災に詳しい東京女子大の広瀬弘忠名誉教授（災害リスク学）の話。災害は発生時期や規模の予測ができないということを甘く見た判決。原子力規制委員会が再稼働を承認しているものに文句を言って仕方がないとする内容で、九州電力側の主張の丸写しだ。原発を最大限活用すると打ち出した政府のエネルギー基本計画に、そのまま乗っかるような司法判断だ。

予想通りの判断

エネルギー政策に詳しい国際大の橋川武郎学長（エネルギー産業論）の話。国の新たなエネルギー基本計画ができたばかりで、その流れに沿ったような判断であり、予想通りだ。

同種訴訟では、原発の安全性を欠いていることについて、原告側に立証責任があるとする判断が定着しているが、原告側の情報量では厳しく、訴えはなかなか認められない。ただ、国はエネルギー基本計画の改定審議などの場で、もっと反原発派の意見をくみ取れるような仕組みを作るべきだ。



九州電力川内原発1、2
号機（鹿児島県薩摩川内市）
は安全性に問題があるとし

て、住民ら約3000人が
九電と国に遮断差し止めな
どを求めた訴訟の判決で、
鹿児島地裁は21日、住民側
の請求を棄却（一部却下）
した。種田俊秀裁判長は地
震や火山に対する安全性を
欠いていとはいえないと
し、「原告の人格権が侵害さ
れる具体的危険性はない」
と判断した。住民側は控訴
する方針。

訴訟は2012年5月に
周辺住民らが起こし、そ
の後、12次に及ぶ追加提訴
で原告数は47都道府県の
3036人まで膨らん
だ。

判決はまず原発に求めら
れる安全性について「社会
がどの程度の危険を容認す
るかという社会通念を基準
に判断すべきだ」との大枠
を示した。その上で原発の

が発生する可能性を示す具
体的な根拠がない場合、危
険性は社会通念上「容認で
きること」は不合理で「不
可」であるとした。九電が
原発周辺のカルデラ火山で
破局的噴火が起きる可能性
は十分に低いとしている評
価は相応の科学的根拠に基

づいており、それを「妥当」と
した規制委の判断にも不合
理な点はない」とした。
判決後、九電は「当社の
主張が認められた。今後も
安全性、信頼性向上への取
り組みを進める」とのコメ
ントを出した。

【取材・吉村一也】